

コラム 相続登記が義務化されました！

不動産を相続したら…速やかに遺産分割協議と相続登記の申請を！

近年、不動産（土地・建物）をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされないケースが数多く存在しており、「所有者不明土地」として社会問題になっています。相続登記がされない、不動産の現在の所有者について把握できず、災害時の復旧復興に停滞が生じるなどの問題が発生します。

このような所有者不明土地を解消するためには相続登記が必要であり、令和6年4月1日から、これまで任意であった相続登記の申請が義務化されています。不動産の相続を知った日から、3年以内に相続登記を申請する必要があります。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産についても、令和9年3月末までに申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性がありますので、不動産の相続が発生したら、できるだけ速やかに相続人全員で協議し、法務局に不動産の相続登記を申請してください。



出典：法務省「未来につなぐ相続登記パンフレット」

川崎市では、家屋等の登記手続きについて司法書士に無料※で対面又は電話にて相談ができます。
川崎市相談予約コールセンター 電話 044-200-0108 （※通話料は相談者の負担です）

防災空地第5号（中央ひろば）ができました！

令和6年3月17日にお披露目セレモニーを行い、炊き出し体験や花の苗植えなどのイベントを開催しました。入口にあるお花は、この時皆さんで植えたものです。また、このイベント内の投票で「中央ひろば」という愛称が決まりました。災害時には延焼を抑制し、平時にはちょっとした一休みや、イベントの場として利用できます。



防災空地第5号（中央ひろば）

場所 川崎区小田4丁目3-6
面積 130.12㎡

幸町周辺地区の防災まちづくり お問合せ先

不燃化重点対策地区における補助制度の詳細は、右記のホームページをご覧ください。下記の問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化

検索



<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731（直通）

編集協力：(株)都市環境研究所

川崎市からのお知らせ

幸町周辺地区

防災まちづくり通信

川崎市 KAWASAKI CITY

2024

10月

第15号

幸町・中幸町・南幸町・都町・神明町の不燃化重点対策地区内の皆さま

古くなった家を解体したい、建て替えたい方はいませんか？

現在の補助制度は令和7年度で終了します

令和8年
3月まで



制度のパンフレットについてはホームページからご覧ください



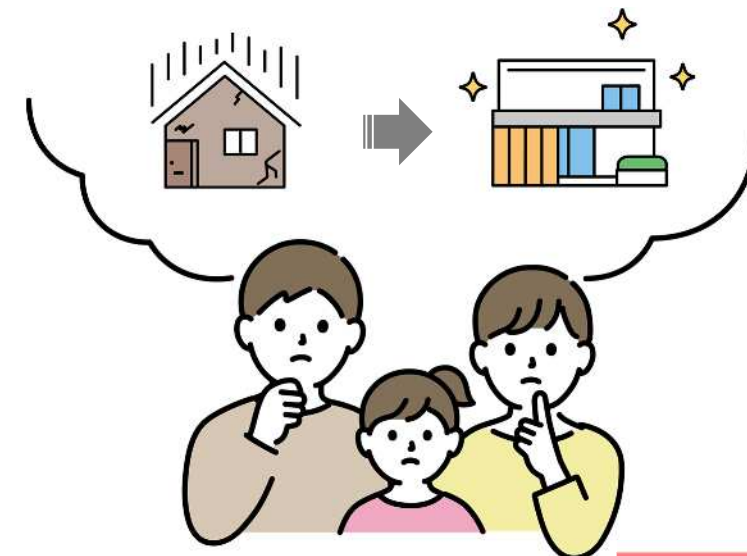
支援制度のご案内
パンフレット
2次元コード

<https://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000018/18>

幸町・中幸町・南幸町・都町・神明町の不燃化重点対策地区では、燃えにくいまちづくりを推進するため、老朽建築物の解体や耐火性能強化の補助制度があります。

現在の補助制度を利用するには、令和7年度の早い時期に申請手続きを行い、工事も早めに完了する必要があります。具体的な締め切り日は検討中のため、次号の防災まちづくり通信にてお知らせいたします。

古くなった家屋の解体や建て替えを考えられている方は、お早めにご相談ください。



詳しくは次ページへ

老朽化した家屋の解体除却や建て替えをしようと思ったらー補助内容と進め方ー

1 補助制度の概要（解体除却、耐火性能強化）

主な補助制度として、老朽建築物の解体除却工事、耐火性能強化工事（新築・改修）があります。

①老朽建築物の解体除却工事に対する補助金

対象建築物

- ①旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の建築物
- ②耐用年数（木造22年、鉄骨造34年、鉄筋コンクリート造47年）超過の建築物

補助対象者

建物を所有する個人・法人
所有者から承諾を得て除却を行う者

補助金額

- 次のうち最も低い金額
- ①実費×3分の2
 - ②延べ面積×2万円×3分の2
 - ③上限100万円

②建築物の耐火性能工事（新築・改修）に対する補助金

対象建築物

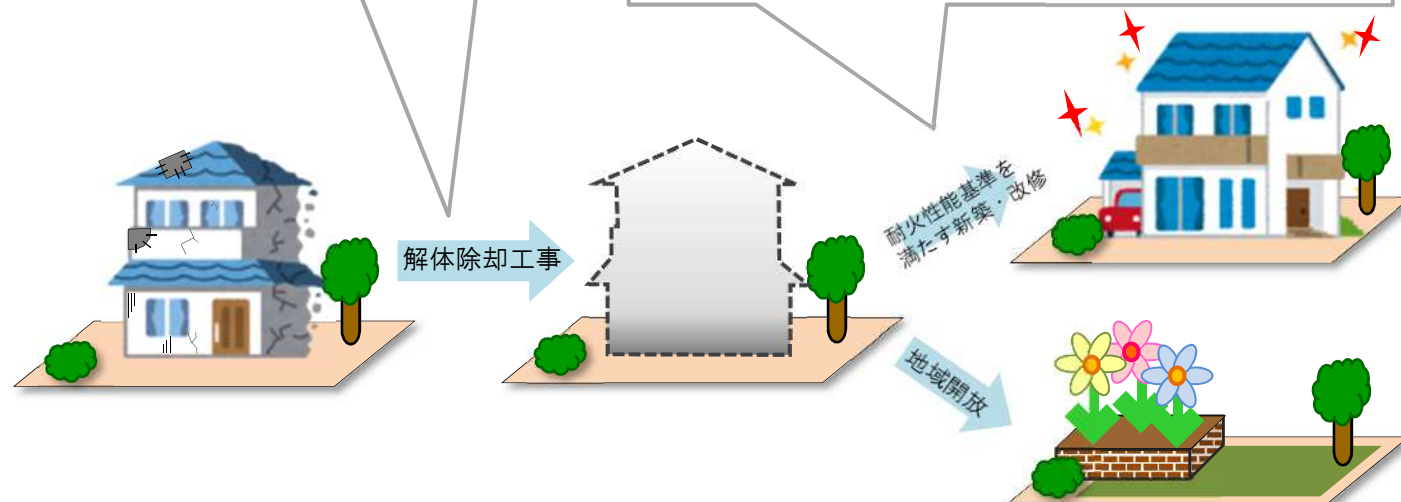
不燃化推進条例の規制対象となる建築物の新築・改修により、耐火性能の基準を満たす建築物

補助対象者

建築主の個人・法人

補助金額

延べ面積（単位：㎡）	補助金額
10 超え～30 未満	8 万円
30 以上～50 未満	24 万円
50 以上～70 未満	40 万円
70 以上～90 未満	56 万円
90 以上～110 未満	72 万円
110 以上～130 未満	88 万円
130 以上～150 未満	104 万円
150 以上～170 未満	120 万円
170 以上～190 未満	136 万円
190 以上～210 未満	152 万円
210 以上～230 未満	168 万円
230 以上～250 未満	184 万円
250 以上	200 万円



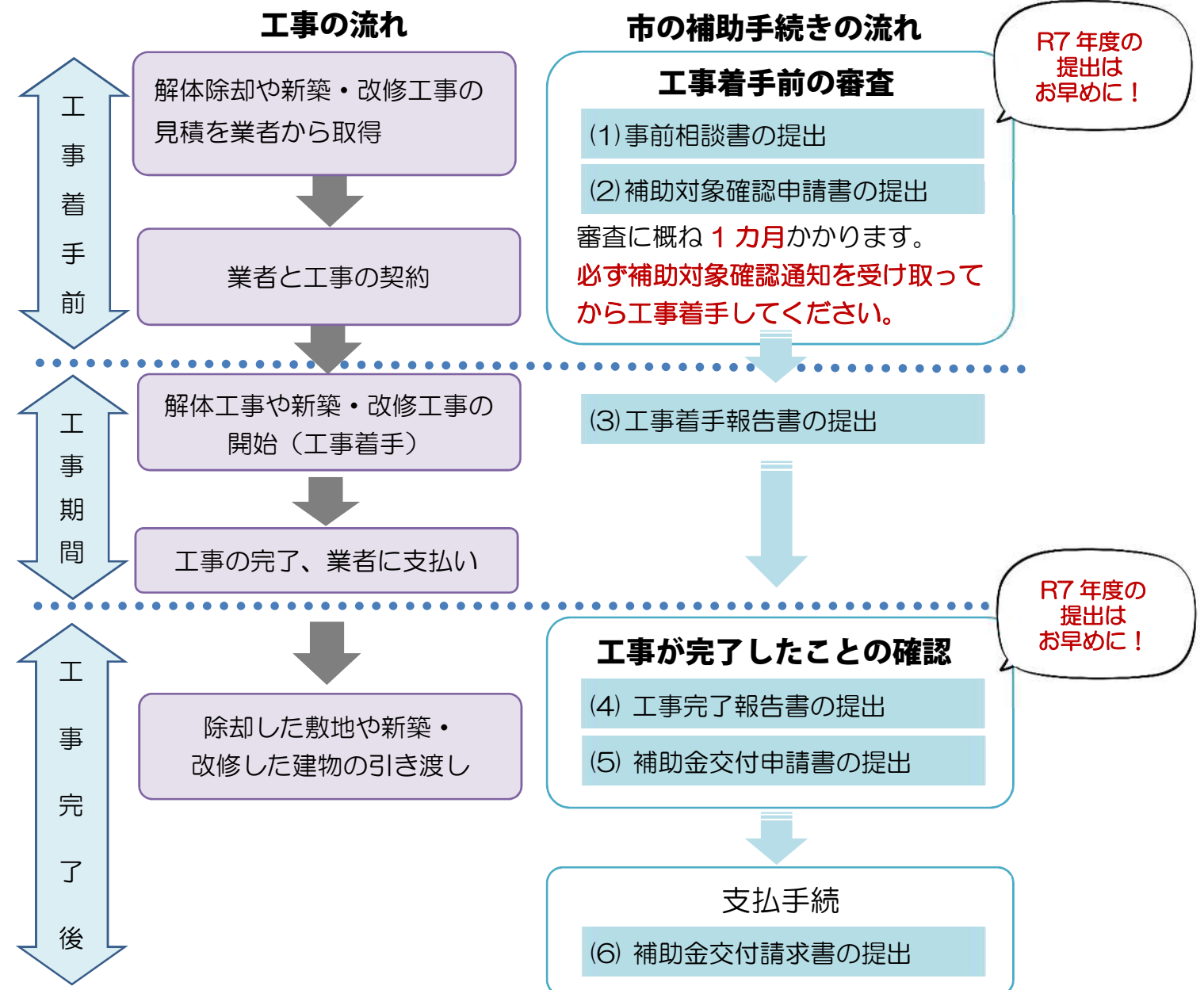
他にも、使用予定のない土地を市が無償でお借りして「防災空地」に整備し、代わりに固定資産税と都市計画税が非課税になる制度があります。

また、専門家の無料派遣や、複数の老朽建築物の共同建て替えへの支援もあります。



2 補助申請手続きの流れ（解体除却、耐火性能強化）

老朽建築物の解体除却工事、耐火性能強化工事（新築・改修）の補助金の申請は、工事の着手前後と工事完了後に手続きが必要です。工事期間も考慮して補助期間内に申請手続きができるようご注意ください。



今の支援制度が終了してしまった後はどうなるの？



■令和8年度以降の補助制度についてどのように見直すか現在検討中です！

- くわしくは次号でお知らせします。

